

大口町告示第21号

地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月29日

大口町長 鈴木雅博

地価公示台帳閲覧規程の一部を改正する規程

地価公示台帳閲覧規程（昭和47年大口町規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「産業建設部都市整備課」を「まちづくり推進室」に改める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

地価公示台帳閲覧規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(台帳設置場所及び閲覧窓口等)</p> <p>第2条 台帳の設置場所及び閲覧窓口は、大口町役場<u>まちづくり推進室</u>とする。</p>	<p>(台帳設置場所及び閲覧窓口等)</p> <p>第2条 台帳の設置場所及び閲覧窓口は、大口町役場<u>産業建設部都市整備課</u>とする。</p>